



戸田ルネッサ吹奏楽団 規約

第一章 総則

第一条（名称及び事務局等）

- 1 本団の名称を「**戸田ルネッサ吹奏楽団**」とし、欧文表記を、H17.12.27 新規
「Toda Renaisa Symphonic Band」（TRSB）とする。H23.6.22 最終変更
- 2 本団の活動拠点は、埼玉県戸田市とする。
- 3 本団の事務代表者を事務局長と称し、事務局の場所を事務局長の自宅に置く。
事務局長は、戸田市民のうちから総会において互選する。

第二条（活動目的）

- 本団は H17.12.27 新規
- 1 生涯活動*としての吹奏楽を通じて演奏技術の向上を図り、H20.2.24 最終変更
もって、本団の構成員（以下「団員」という。）相互の親睦及び協調を図ること
 - 2 戸田地域に密着した市民吹奏楽団として、吹奏楽の演奏活動の実施を通じ、同地域に貢献することを活動の目的とする。
※ 趣味や楽しみの糧として学び続け、自己を高めて行くこと。ライフワーク。

第三条（事業及び事業年度）

- 1 本団は、前条の目的を達成するために幹事会が必要と認める事業を実施し又は参加する。H17.12.27 新規
H20.2.24 最終変更
- 2 本団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、平成26年度に限り、平成26年1月1日に始まり平成27年3月31日に終わるものとする。H29.11.25 最終変更

第二章 団員

第四条（団員）

- 1 本団は、本規約の内容に賛同の上、吹奏楽を通じて本団の活動に、積極かつ協調的に参加しようとする十八歳以上の者のうち、入団を認められた者（団員）をもって構成する。H17.12.27 新規
H20.2.24 最終変更
- 2 前項又は第七条の規定にかかわらず、団員の家族その他団長が特に認めた者については、本団の活動への参加を認める。

第五条（入団等）

- 1 団員になろうとする者は、入団申請書（別添様式 1）を、団長あてに提出しなければならない。 H17.12.27 新規
H21.3.8 最終変更
なお、経験のないパートでの入団を希望する者については、レッスンに通う等、自己啓発に努める場合に限り、入団申請書を提出することができる。
- 2 団員になろうとする者が未成年である場合、入団申請書の提出に当たり、保護者の同意を得なければならない。
- 3 団長は、提出された入団申請書をすみやかに審査の上、団員になろうとする者の入団の可否を決定する。
なお、入団可とした者について、初回団費が納入されるまでの間に出席不良又は連絡不良等の事情が認められる場合には、団長の一存において入団を取り消すことができる。
- 4 団員は、入団申請書記載事項に変更があった場合には、団長あてに変更の内容を申し出（書式任意）なければならない。

第六条（団員の責務）

- 1 団員は、本規約を遵守し、本団の活動に、積極かつ協調的に参加しなければならない。 H17.12.27 新規
H21.3.8 最終変更
なお、本団の活動に参加できない場合には、その旨を H29.11.25 最終変更
① 練習については
・ 「らくらく連絡網」に回答する等の方法により
② 本番、その他の行事については
・ 指定日時までに指定された方法により
それぞれ連絡しなければならない。
- 2 成年の団員は、未成年の団員を酒席に招いてはならない。
- 3 団員は、団員名簿記載の情報を、団員以外の者に示してはならない（譲渡・閲覧・送信等考え得るあらゆる方法を禁ずる）。
ただし、楽団の運営上やむを得ない必要最低限の機関（公的機関、埼玉県吹奏楽連盟及び財団法人民主音楽協会等）又はこれに属する者から求めがあった場合には、団長の判断によりこれを許すものとする。

第七条（専属の原則）

- 本団と埼玉県吹奏楽連盟に加盟する吹奏楽団又は戸田市内に活動の拠点を置く吹奏楽団との掛け持ちは認めない。 H17.12.27 新規
H20.2.24 最終変更

第八条（休団及び退団）

- 1 事情により、連続して1か月以上練習に参加できない団員は、あらかじめ又は可及的速やかに、休団申請を団長あてに行わなければならない。
なお、連続して相当期間練習に参加できないと認められる団員について、団長は、職権で休団等必要と認められる措置を採ることができる。
H17.12.27 新規
H24.3.25 変更
H25.3.17 最終変更
H29.11.25 最終変更
- 2 退団しようとする団員は、あらかじめ又は可及的速やかに、退団申請を団長あてに行わなければならない。
- 3 団長は、休団申請あるいは退団申請をすみやかに審査の上、1年を限度とする休団あるいは退団の可否を承認する。
なお、休団あるいは退団の可否を承認された場合、休団あるいは退団しようとする団員は、団長の指示に従い、休団申請又は退団申請月分までの未納団費及びその他未払の費用を本団あてにすみやかに納入する義務を負う。

第九条（処分）

- 本団の名誉を傷つけた者、本団の秩序を乱した者、団費あるいはその他楽団に納入すべき費用を6か月を超えて滞納した者、無断で6か月を超えて練習に参加しなかった者、第六条第2項及び同第3項に反する行為を行った者については、幹事会の決定により除名その他の処分を行うことがある。
H17.12.27 新規
H21.3.8 最終変更
- なお、除名処分を受けた者については、復団を認めない。

第三章 幹事等

第十条（幹事）

- 1 本団を円滑に運営するため、若干名の幹事を置き、うち1名を団長とする。
H17.12.27 新規
H23.3.6 最終変更
- 2 幹事の中より副団長、コンサートマスターを置くことができる。
H29.6.11 新規

第十一条（幹事の選出及び任期）

- 1 幹事は、自薦又は他薦された者のうちから、総会において選出する。
H17.12.27 新規
H23.3.6 最終変更
- 2 幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
H29.11.25 最終変更
- 3 幹事に欠員が生じた時は、あらかじめ選任された候補者のうちから、幹事会が指名する方法により、すみやかに欠員を補充

する。

なお、欠員により就任した幹事の任期は、前任者の残存期間とする。

第十二条（幹事の職務）

- 1 団長は、本団の会勢を統括する。 H17.12.27 新規
- 2 幹事は、相互に協力して会勢を維持し、本団の運営を円滑に執り行うために必要な業務を自ら実施し又はパートマネージャーその他の団員に実行させる。 H23.3.6 最終変更

第四章 音楽監督

第十三条（音楽監督）

- 1 本団に、指揮、指導、助言等音楽面の一切についての責任者たる音楽監督を置くことができる。 H17.12.27 新規
H20.2.24 最終変更
- 2 音楽監督は、幹事会の推薦に基づき、総会の承認により本団の総意として委嘱し、以後特段の事情がない限り常任とする。
- 3 音楽監督は、団長の求めに応じ、楽団の事業計画の立案に必要な助言を行う。

第五章 評議員・相談役・マネージャー

第十四条（評議員・相談役・マネージャー）

- 1 本団に、評議員、相談役（以上については団員経験を要しない。）又はマネージャー（団員経験を要するが、現に団員であることは要しない。）を置くことができる。 H21.3.8 新規
H23.3.6 最終変更
- 2 評議員、相談役及びマネージャーは、幹事会の推薦に基づき、総会の承認により本団の総意として委嘱し、以後特段の事情がない限り常任とする。
- 3 評議員は、楽団の将来的課題や選曲等について必要と思われる事項について提案又は検討し合うものとし、音楽監督及び現団長は、当該検討結果を楽団活動に活用するものとする。
幹事会は、当分の間、音楽監督及び現団長並びに若干名の元団長のうちから評議員候補者を選出するものとする。
- 4 相談役は、団長の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 5 マネージャーは、楽団運営の円滑化に寄与すべく努める。

第六章 組織

第十五条（議決機関）

本団の議決機関は、総会及び幹事会とする。

H17.12.27 新規

H20.2.24 最終変更

第十六条（総会）

- 1 本団の最高議決機関を、総会とする。 H17.12.27 新規
- 2 総会の種別は、定期総会及び臨時総会とする。 H22.1.24 最終変更
- 3 定期総会は、会計年度終了後2か月以内の時期に、毎年度1 H29.11.25 最終変更
回団長が召集して実施し、次の事項を決定する。
 - ① 予算及び決算に関する事項
 - ② 事業計画及び事業報告に関する事項
 - ③ 幹事の選任に関する事項
 - ④ 規約の改廃に関する事項
 - ⑤ その他幹事会が必要と認めた事項
- 4 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合において団長が召集して実施し、前項に規定する各事項を決定することができる。
- 5 総会の議長は、団長が務める。
- 6 総会は総会開催日において休団していない団員の数の三分の二（定足数）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 やむを得ず総会に欠席するときには、あらかじめ、一切の議決を議長に委任する旨を「らくらく連絡網」に回答することにより、総会への出席とみなす。
- 8 音楽監督及び相談役は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第十七条（幹事会）

- 1 本団の幹事により幹事会を組織し、次の事項を決定・実行する。 H17.12.27 新規
H22.1.24 最終変更
 - ① 中・長期的な活動計画（演奏事業の概括的企画を含む）の立案及び予算の立案に関する事項
 - ② 総会に提出する議案に関する事項
 - ③ 臨時総会の開催に関する事項
 - ④ 団員名簿の作成又は作成の指示
 - ⑤ 備品・楽譜等管理を要するリストの作成又は作成の指示
 - ⑥ 幹事補の選任に関する事項
 - ⑦ その他必要な事項（第十六条第3項①から④に規定のない事項）の一切
- 2 幹事会は団長が召集し、団長がその議長を務める。
- 3 幹事会の議決は原則出席者の合議に基づく。ただし、止むを

得ない場合にあつては出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 音楽監督、相談役及びマネージャーは、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十八条（団員の業務）

- 1 団長は、会勢を維持し、本団の運営・事業を円滑に執り行うために必要な業務を実行する別紙「楽団運営体制」に記載のグループに、団員を所属させる。 H17.12.27 新規
H22.1.24 最終変更
- 2 各グループの所属者は、以後特段の事情がない限り常任とする。

第十九条（パートマネージャー）

- 1 パート内の意思の統一を図るため、パートメンバーの互選により、パート区分ごとにパートマネージャーを置く。ただし、パート区分は、幹事会の決定により随時定めるものとする。 H17.12.27 新規
H23.3.6 最終変更
H29.11.25 最終変更
- 2 パートマネージャーは、幹事の指示を受け、本団の運営を円滑に執り行うために必要な業務をパートメンバーに実行させるものとする。
- 3 パートマネージャーは、以後特段の事情がない限り常任とする。

第二十条（委員会）

- 1 幹事会は、本団の演奏事業を円滑に行う上で必要があると認める場合において、臨時組織たる「委員会」を同会の下に設置することができる。（一例：定期演奏会実行委員会） H19.2.11 新規
H22.1.24 最終変更
- 2 委員会の所属者は、幹事会が公募又は指名の上決定する。
- 3 委員会の名称には「設置目的」を冠し、委員会は設置目的に相応しい業務を主体的に実行するものとし、当該業務に必要な予算を、当該委員会の長の承認により執行する。
- 4 団員は、委員会の決定・指示に従い、必要な協力をしなければならない。ただし、委員会の決定・指示・執行が不相当と認められる場合には、幹事会の議決により、これを差し止めることができる。

第七章 会計

第二十一条（運営資金）

- 1 本団の運営資金は、団費、事業収入、寄付その他の収入をもって充てる。 H17.12.27 新規
H21.3.8 最終変更

- 2 前項の団費の額は、毎月ごとに3,000円とし、団員は、
当月最初の活動日までに当月分の団費を会計幹事に納入しなければなら
ない。 H29.11.25 最終変更
- 3① 夫婦、親子又は兄弟で団員となった場合には、1人目の団
費の額については前項に定める額とし、2人目以降の団費の
額は、人数に拘らず1,000円とする。
- ② 夫婦、親子又は兄弟の一部が休団し、現に活動する団員が
1名となった場合における団費の額は、前項に定める額とす
る。
- ③ 本項において定める団費については、全員分を一括して納
入しなければならない。
- 4 団費については、新たに入団した者は、入団意思を示した
月の翌月分から納入すべきものとし、休団から復帰（復団）
した者は、復帰の当月分から納入すべきものとする。
- 5 第三条に掲げる事業の主催又は参加等により、別途経費が発
生する場合には、団員は、会計幹事の指定する年月日までに、
会計幹事から連絡された金額を会計幹事に納入しなければならない。
- 6 会計幹事は、毎年4月に、前年3月までの団費及び前項記載
の経費の納入状況を団長に報告し、団長は必要に応じ、未納者
に対し納入を促す。なお、団員は、団長が定めた期日までに、
納入を促された額の全額を納入しなければならない。

第二十二條（経費の実行）

団長及び会計幹事を除く団員は、あらかじめ会計幹事に承認を
得た上でなければ、本団の活動に要する経費を実行に移してはな
らない。この原則を破った場合、本団は、経費の支払いを拒絶す
ることができる。 H17.12.27 新規
H22.1.24 最終変更
H29.11.25 最終変更

なお、経費の支払いは原則として立替払い（会計年度内に立替
金返戻）とし、使途が明らかなレシート等（原則として、領収印
が押印されたもの）を立替払請求書（別添様式2）に貼付の上、
会計幹事を經由して楽団あてに請求すること。

第二十三條（会計年度）

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終
わるものとする。 H17.12.27 新規
H29.11.25 最終変更

第八章 会計監査

第二十四條（会計監査）

団長は、会計監査員に、会計帳簿等の監査（会計監査）を行わせ、総会の場合において当該会計監査の結果を報告させる。 H17.12.27 新規
H20.2.24 最終変更

なお、会計監査員の所属者が不在の場合には、幹事のうち1名に会計監査を行わせるものとする。

附則

- 1 本規約は、発起総会の議決により平成17年12月27日に施行する。ただし、第1年度目の会計年度は、平成18年1月1日をその始期とする。 H17.12.27
- 2 本規約を一部変更する。 H18.5.1
本規約に定める別添様式は、幹事会において作成する。
- 3 本規約を一部変更する。 H19.2.11
- 4 本団の名称を「戸田市コンセール・ルネッサ吹奏楽団」（旧楽団の名称は「コンセール・ルネッサ吹奏楽団」）に変更する。 H19.12.2
- 5 本規約を一部変更する。 H20.2.24
- 6 本規約を一部変更する。 H21.3.8
- 7 本規約を一部変更する。 H22.1.24
- 8 本規約を一部変更する。 H23.3.6
- 9 本規約を一部変更する。 H24.3.25
- 10 本規約を一部変更する。 H25.3.17
- 11 本団の名称を「戸田ルネッサ吹奏楽団」（旧楽団の名称は「戸田市コンセール・ルネッサ吹奏楽団」）に変更する。 H25.6.22
- 12 本規約を一部変更する。 H27.2.●
条文ごとの変更履歴の記録を取りやめる。
- 13 本規約を一部変更する。 H29.6.11
- 14 本規約を一部変更する。 H29.11.25

以上

問い合わせ先: trsb@outlook.jp